

健康増進法改正に伴う市有施設の対応（方針）について

受動喫煙の防止を図るため、施設の区分に応じ管理権限者が講ずるべき義務を定めた「健康増進法の一部を改正する法律」が平成30年7月に公布されました。

これに伴い、市有施設について受動喫煙の防止を図るため、下記のとおり対応方針を決定しましたので報告します。

1. 健康増進法改正の要点

- ① 望まない受動喫煙をなくす
- ② 受動喫煙による健康への影響が大きい子ども（20歳未満の者）、患者等に配慮する
- ③ 施設の類型・場所ごとに、禁煙措置、喫煙場所の特定と標識掲示の義務付け等の対策を実施する

2. 健康増進法の施設の区分及び講ずべき対策と市有施設の対応方針

区分	改正健康増進法	市の対応方針 (指定管理施設を含む)
第1種施設	対象施設	学校、児童福祉施設、病院・診療所、行政機関など
	対策	敷地内禁煙 ※ただし、本庁舎・行政センター、消防署などについては、屋外の通常人が立ち入らない場所に喫煙場所を設置する。 ※市役所本庁舎については、現在の東側喫煙所のみとし、南側玄関付近の喫煙所については、6月末で廃止済。
	施行日	令和元年7月1日
第2種施設	対象施設	事務所、ホテル・旅館、飲食店など
	対策	屋内禁煙 ※例外として喫煙専用室を設置することができる。
	施行日	令和2年4月1日

【問合せ先】健康増進課 成人保健係（内線：2884）
 管財契約課 庁舎管理係（内線：2124）